

# 兵庫県公報

平成19年11月27日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 規 則

ページ

○都市計画に関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則（まちづくり課）…………… 1

## 公布された法令のあらまし

### ●都市計画に関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則（規則第73号）

都市計画法の一部改正により、許可を要しないこととされている国等が行う開発行為について、新たに都道府県知事への協議を要することとされること等に伴い、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 都市計画に関する手続等を定める規則
- 2 環境影響評価に関する条例施行規則
- 3 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則

## 規 則

都市計画に関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第73号

#### 都市計画に関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則

（都市計画に関する手続等を定める規則の一部改正）

第1条 都市計画に関する手続等を定める規則（昭和45年兵庫県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第6条の7の次に次の1条を加える。

（開発行為に係る協議の手続）

第6条の7の2 法第34条の2第1項の規定による協議は、法第29条第1項又は第2項の許可の申請の手続の例により行うものとする。

第6条の8の見出しを「（変更の許可の申請等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定による協議は、法第35条の2第1項の許可の申請の手続の例により行うものとする。

第8条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第41条第2項ただし書の規定による協議は、同項ただし書の許可の申請の手続の例により行うものとする。

第8条の2の見出しを「（建築物の新築等の許可の申請等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第43条第3項の規定による協議は、同条第1項の許可の申請の手続の例により行うものとする。

附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とし、附則第5項を附則第4項とし、附則第6項を附則第5項とする。

（環境影響評価に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 環境影響評価に関する条例施行規則（平成9年兵庫県規則第68号）の一部を次のように改正する。

別表第3 7の項(7)、9の項(3)、11の項(4)、12の項(5)、13の項(3)及び16の項(7)中「又は」を「若しくは」に改め、「申請」の右に「又は同法第34条の2第1項の規定による協議」を加える。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部改正)

第3条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則(平成12年兵庫県規則第10号)の一部を次のように改正する。

本則の表34の項を次のように改める。

34 条例本則の表52の部(1)の項 レに規定する規則で定める事 務	都市計画に関する手続等を定める規則(昭和45年兵庫県規則第42号。36の 項及び38の項において「都市計画規則」という。)第9条の規定による届出 の受理に関する事務
--	--

本則の表35の項中「(法附則第5項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」及び「、第34条の2」を削り、同表36の項中「第6条の4」を「第6条の5、第6条の7の2、第6条の8」に改め、「(都市計画規則附則第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」を削り、同表38の項中「附則第5項」を「附則第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年11月30日から施行する。